

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和7年8月26日、休暇中に飲酒し、酒に酔った状態で自動二輪車を運転して自宅へ向かっていたところ、単独で転倒し、病院へ搬送されました。

その後、横須賀警察署からの出頭要請に基づき、同年9月1日に事情聴取を受け、令和8年2月12日に横須賀区検察庁に書類送検されました。3月18日に略式起訴され、同月24日に酒酔い運転で罰金50万円の略式命令を受け、7月8日に神奈川県公安委員会から免許取消（欠格期間3年）の行政処分を受けました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
資源循環局	技能職員	40代	停職 8箇月

※本処分については、令和8年9月4日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

・課長級1名 係長級1名 所属長文書訓戒

お問合せ先	
人事課	Tel 045-671-4005